

地域間協調ワーキンググループ検討状況

- 地域間協調WGの検討事項
- 地域ブロック協議会の役割(平時)
- 地域ブロック間連携の具体化(広域処理の事前調整)
- 地域ブロック間連携の具体化(広域輸送)
- 地域間協調WGの報告事項のまとめ

地域間協調WGの検討事項

■WG設置の目的

- 国のリーダーシップのもと、地域ブロック単位での行政、民間事業者、専門家等関係者の連携・協力体制(有機的ネットワーク)を構築すべく、「関係者の役割の明確化・具体化」、「関係機関等の連携・協力体制の強化(県域を越える**面的対応力の強靱化**)」を図る。
- さらに、**地域ブロック間の連携の促進**するための方法論等を確立する。

■主な調査・検討事項

- **【検討1】 地域ブロック協議会の役割**
 - 各主体の連携体制の構築・強化及び人材育成・交流の推進 等
- **【検討2】 地域ブロック間連携の具体化**
 - 災害廃棄物広域処理及び人材・資機材の広域支援 等
- **【検討3】 各主体の役割に応じた関係者の連携のあり方の明確化**
 - 個々の事前準備の充実及び継続的改善 等
- **【検討4】 重層的な協力関係の構築**
 - 災害協定の締結及び行動計画の役割に関する検討 等
- **【検討5】 D.Waste-Netの運営方針の作成**

■WG委員

委員(★座長)			
浅利 美鈴★	京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター助教	中林 一樹	明治大学大学院政治経済学研究科 特任教授
荒井 和誠	東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課 課長代理	藤吉 秀昭	日本環境衛生センター 常務理事
栗原 英隆	全国都市清掃会議 技術顧問	前田 善明	愛知県環境部資源循環推進課 課長補佐
多島 良	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 研究員		※敬称略 ※五十音順

1. 地域ブロック協議会の役割(平時)

地域ブロック内の関係者間の連携・協力体制の構築、重層的な補完体制の構築、人材育成のプラットフォーム、行動計画の策定・見直しについて整理・検討した。

①連携・協力体制の構築

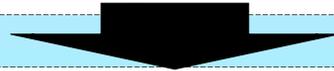
- ・ 地域ブロック協議会に参画している各主体(国、地方自治体、民間事業者)が、協議会の場だけではなく、平時から災害廃棄物対策のさまざまな分野において、相互に連携・協力できるよう、協議会の場を通じて、顔の見える関係を構築できる場とする。
- ・ 既に締結されている災害協定の情報を共有した上で、協定の活用方法の発動条件に関する共通認識の作成や必要な災害協定の締結を推進する。
- ・ 大規模災害発生時においても円滑な初動対応が実施できるよう、行動計画の中に、災害協定内容を考慮した上で、地域特性や各主体の役割を踏まえた連携・協力体制に関する事項を記載する。

②重層的な補完体制の構築

- ・ BCP的な観点から、大規模災害時において、市町村が単独で実施可能なこと、支援が必要なことを速やかに見極め、円滑かつ迅速に受援できる体制を構築するため、①で整理した各主体の役割を踏まえつつ、災害時の業務の優先順位を平時から整理した上で、相互に助け合うとともに、都道府県あるいは国に対する支援内容と支援要請に関するルールを確立する。
- ・ 災害時の資機材の相互融通等の対策の具体化する。

③人材育成のプラットフォーム

- ・ 地域ブロック単位での防災訓練の実施や、各主体間の人材交流等を通じて、効果的かつ効率的に人材育成を実施できるプラットフォームを構築する。さらに発災時には、プラットフォームを活用して人員確保を進める。
- ・ 地域ブロック内で発生した通常規模の災害における災害廃棄物処理の教訓を共有して、それぞれの人材育成等に活用できるよう、教訓の整理手法を確立するとともに、地域ブロック協議会を活用して情報共有を効果的に実施する。



④行動計画の策定と継続的な見直し

- ・ 各都道府県で行動計画の位置づけを明確化にする。
- ・ 行動計画は段階的に充実させていくべきであるため、基本事項の整理から着手し、可能な限り平成28年度中には行動計画を策定し、継続的に充実させていくべきである。

2. 地域ブロック間連携の具体化(広域処理の事前調整)

地域ブロック間連携による広域処理を実施するためには、そのプロセスとプロセス別の考え方を整理する必要がある。本WGでは広域処理プロセス別に広域処理必要量の見積もり、災害廃棄物の受入れ先と量の調整について、さらに広域処理の留意点について整理・検討した。

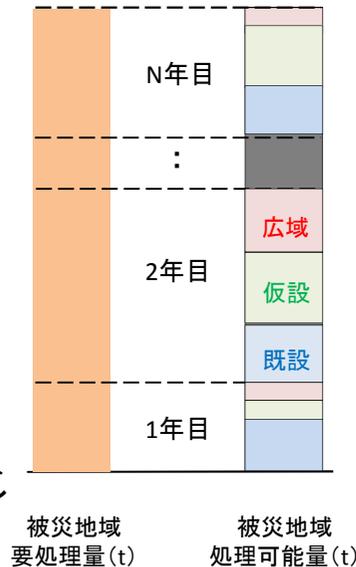
■プロセス別の考え方

①広域処理必要量の見積もり

- 以下の点を考慮して広域処理必要量を積算する。

【積算のポイント】

- 地域ブロック内での要処理量と処理可能量(仮設施設を含む)
- 各地方自治体が平時に搬入している最終処分場の残余容量
- 緊急性の高さ(腐敗性廃棄物等の廃棄物)
- ※ 広域処理必要量は定期的に見直しを行う。
- ※ コンクリートがら等の再生利用が可能なものも、利用先の需要に応じて対象とする。



②要請、ブロック間の受入れ先と量の調整

- 都道府県が被災市町村の支援要請を取りまとめ地方環境事務所が他地域ブロックに広域処理の要請を行う。
- 地域ブロック間で広域処理を実施する際に、環境省が広域処理必要量の確認及びブロック間の受入れ先と量の調整を行う。
⇒ 受入れ先に輸送する廃棄物量は技術システム検討WGの成果を参考にする。

③ブロック内の受入れ先と量の調整

- 都道府県が被災市町村の支援要請を取りまとめ地方環境事務所が他地域ブロックに広域処理の要請を行う。

④都道府県間での調整

- 受入れ都道府県の決定後は、都道府県単位で各処理施設への受入れ調整を実施する。

■広域処理の留意点

- 運搬や中間処理時の作業安全の確保、受入れ処理施設の周辺環境の保全等
- 有害危険物質の除去**
- 可能な限りの分別**
- ※ 被災地での分別・選別の質は被害の規模や廃棄物の性状等に応じて、柔軟な対応が必要。
- ※ 緊急性が高く、搬出スピードを要する場合には、混合状態での広域輸送の可能性も検討が必要。

3. 地域ブロック間連携の具体化(広域輸送)

広域処理を実現するためには、廃棄物の種類に応じた広域輸送手段の選定、輸送手段の確保における役割分担、輸送手段に応じた輸送拠点の確保、さらには受入れの留意点について整理・検討した。

■プロセス別の考え方

■廃棄物の種類に応じた広域輸送手段の選定(事例は東日本大震災の実績)

- ・ 廃棄物の種類に応じて、広域輸送手段の選定を行う必要がある。

事例1)東京都は岩手県及び宮城県で発生した災害廃棄物(可燃物)を鉄道で輸送した。

事例2)大阪市は岩手県宮古地区で発生した災害廃棄物(木くずを中心とした可燃物)を船舶で輸送した。

■輸送手段の確保における役割分担

- ・ 広域処理を実施する際、**基本的には**被災地域内で選別後、**被災側が輸送手段を確保**する。
- ・ 支援側が輸送手段の確保を行い、被災地域内でコンテナの積込み支援等を実施する。

広域輸送パターン例	選別・輸送主体	処理主体
①支援側が被災地内まで輸送手段を提供する場合	被災側が選別、コンテナに積込み 支援側が輸送手段確保	東京都(東日本大震災)
②被災側が支援する処理施設まで広域輸送する場合	被災側が選別、運搬手段を確保	岩手県(東日本大震災)

■輸送手段に応じた輸送拠点の確保

- ・ 鉄路を利用する場合は積み下ろしや積み上げ及び運搬車両の侵入が可能な**貨物駅**を、海路を利用する場合は拠点となる**港湾**を利用できるように平時から**関係者間で協力関係を構築**することが重要。

(参考資料) 行動指針における関連記述(抜粋)

1. 地域ブロック協議会の役割(平時)

行動指針における関連記述(行動指針第2編第2章より抜粋)

【地域ブロック協議会の役割(平時)】

- ① 地域ブロック協議会等では、共通の認識となる被害想定を設定し、国、地方自治体、民間事業者等の関係者の役割分担を明確にし、災害協定等の締結により**連携体制の構築等を推進**する。
- ② 地域ブロック協議会等において地域の状況に応じた地域における備えを行動計画として具体化する。行動計画は大規模災害への備えとしてできる限り速やかに策定することが求められる。
- ③ 通常規模の災害対応における教訓の共有や人材交流、民間事業者との連携促進等により、**人材育成のプラットフォーム**としての機能も担う。
- ④ 地方環境事務所が中心となり都道府県の主体的な協力を得て**地域ブロック協議会を運営**していくことを基本とする。

2.1 地域ブロック間連携における環境本省の役割等(地域ブロックの考え方)

行動指針における関連記述(行動指針第2編第1章より抜粋)

【地域ブロックの考え方】

- ① 災害廃棄物の処理は市町村が行う固有事務として位置付けられている。したがって、被災市町村は、被災地域に存在する資機材、人材、廃棄物の中間処理施設や最終処分場を可能な限り災害廃棄物処理に活用するなど、**極力自らの地域内において処理を行う**との主体性が求められる。
- ② 大量の災害廃棄物が発生する大規模災害時には、被災地域のみで円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難であり、市県境を越えた広域的な協力・連携の下での処理が必須となる。そのため、被災市町村又は被災都道府県からの要請に応じて、**被災しなかった又は被災の程度が軽かった地方自治体には、資機材や人材の提供、広域的な処理の受入れ等に積極的に協力**することが求められる。
- ③、大規模災害時には、**被災した事業者の主体的な処理**も促しつつ、まずは、被災市町村における処理、次いで**非被災市町村及び事務委託を受けた都道府県が主体となって行う処理**など当該都道府県内での処理、さらには**地域ブロックでの広域処理**、そして**複数の地域ブロックにまたがる広域的な処理**を、それぞれ被災の状況及びその地域の処理能力に応じて適切に組み合わせた上で、円滑かつ迅速な処理を補完する観点からの**国による代行処理の実施**という重層的な対応とすることが基本となる。

2.2 地域ブロック間連携における環境本省の役割等(広域処理の事前調整)

行動指針等における関連記述

【広域処理の考え方】

- ① 支援を求める際にはその**必要量の見積もり方法**や要請方法、受入れ体制等を記載した受援計画を策定する。【第1編第3章】
- ② 施設の有効活用の検討を行う(複数の被災市町村で連携した仮設の処理施設の設置・活用の検討、重層的な最終処分場の確保等)【第2編第2章】
- ③ 発災時においても円滑な連携が実施できるよう、地域ブロック協議会等での議論の状況も踏まえて、**環境省(本省)が地方環境事務所と連携して地域ブロック間の連携等を調整**する。【第2編第2章】
- ④ 都道府県は被災市町村からの支援要請を取りまとめ、相互(県下の被災市町村)調整をした上で、地方環境事務所と連携して、自区地域ブロックや他地域ブロックに要請する。【第4編第2章】